

「札幌市企業誘致スローガン・ロゴ制作業務」
公募型企画競争提案説明書（募集要領）

1 業務の名称

「札幌市企業誘致スローガン・ロゴ制作業務」

2 業務内容

別紙「札幌市企業誘致スローガン・ロゴ制作業務」提案説明書（仕様書）のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、契約候補者との協議の中で変更する場合がある。

3 委託業務実施の条件

(1) 参加資格

応募者は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条1項に規定する札幌市競争入札参加資格名簿（物品・役務）に登録されている者のうち、次の条件をすべて満たすものとする。

ア 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。

イ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

ウ 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないこと。

エ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

(2) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日（水）まで

(3) 事業規模（契約限度額）

1,000,000円（消費税相当額を含む）

4 スケジュール

(1) 公募開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和4年2月10日（木）

(2) 質問受付・・・・・・・・令和4年2月10日（木）～令和4年3月4日（金）

- (3) 参加意向申出書提出期限・・・・・・・・・・令和4年3月4日（金）
- (4) 企画提案書等提出期限・・・・・・・・・・令和4年3月10日（木）
- (5) プレゼンテーション審査・・・・・・・・・・令和4年3月14日の週（予定）
- (6) 結果通知・・・・・・・・・・令和4年3月中旬（予定）
- (7) 契約締結・・・・・・・・・・令和4年3月中旬（予定）

5 参加意向申出書の提出

(1) 提出書類

参加意向申出書（様式1） 1部

(2) 提出期限

令和4年3月4日（金）17時00分必着

(3) 提出方法

下記「11 問い合わせ先」あて郵送または持参

※ 郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※ 直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加資格申出書（様式2） 1部

イ 企画提案書及び積算書（様式自由、A4縦、両面使用）

（ア）表紙に提案者の団体名称を記載したもの 1部

（イ）提案者を特定可能な情報が記載されていないもの 12部

ウ 上記イ（イ）のPDFデータ（CD又はDVD） 1部

(2) 留意事項

ア 企画提案書には、スローガン及びスローガンをういたロゴ（シンボルマークと文字ロゴ1点、カラー及びモノクロ、縦組み・横組みの計4案）の提案と、コンセプト説明を記載すること。また、ロゴの展開案があれば、その提案をしてもよい。

イ 同一の申込者からの提出は、2案までとする。

ウ 提出にあたっては、一式をクリップで留めることとし、特別な製本は行わないこと。

エ 積算書は具体的な積算内訳がわかるように記載すること。なお、本積算額は企画書が選定された提案者との契約額を確定するものではない。

(3) 提出期限

令和4年3月10日（木） 17時00分必着

(4) 提出方法

- 下記「11 問い合わせ先」あて郵送または持参
- ※ 郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。
 - ※ 直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

7 質問及び回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に所定の質問書（様式3）に質問の要旨を記入し、札幌市経済観光局 I T イノベーション課宛に電子メールで送信すること。

タイトルは「札幌市企業誘致スローガン・ロゴ制作業務 質問書」とすること。

※ 送付先メールアドレス business@city.sapporo.jp

(2) 質問書提出期限

令和4年3月4日（金）17時00分必着

(3) 質問に対する回答方法

質問者に随時回答する。

その他、企画提案を受けらるうえで広く周知をはかるべきと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。

8 企画書の選定方法

(1) 審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員、外部有識者からなる「札幌市企業誘致スローガン・ロゴ制作業務」企画競争実施委員会において、書類審査及び下記にあげるプレゼンテーションの内容を総合的に審査する。なお、企画提案数が多数の場合は、委員による書類選考を行う場合がある。

(2) プレゼンテーション審査

- ・ プレゼンテーションは1社約10分間（提案説明約5分、質疑応答約5分）を想定し、順次個別に行う。
- ・ プレゼンテーションの実施概要については、別途通知するが、オンライン（zoom）で実施する。

(3) 評価の視点

別表に基づく総合点数方式とし、委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。

(4) 選定結果の通知

審査の結果は、速やかに提案者全員に対し、文書により通知する。なお、提案者が1社のみであっても、実施委員会が定める最低基準点を超え

ている場合は、契約候補者とする。なお、全事業者が最低基準点以下であった場合は、契約候補者の選定を行わない。

(5) 契約の相手方について

契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。なお、選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。また、提案の内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容及び委託費の額は、選定後に札幌市との交渉を通じて決定する。

(6) 選定結果に係る疑義の申立て

ア 評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に規定する休日を除く。以下同じ。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

イ 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面により回答する。

9 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 実施委員会が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案を実施委員会が利用（必要な改編を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画提案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

10 その他

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出後の企画書の訂正、追加及び再提出は認めない。また、提出された企

画書は返却しない。なお、提出された企画書は、当方において提出者に無断で使用しない。

- (3) 委員会で選定された契約候補者は、札幌市と委託契約に係る詳細を協議する。この協議の結果、企画提案の一部を変更する場合がある。またその後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを承諾することとする（複製及び必要な改変を含む）。

11 問い合わせ先

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 15階

札幌市経済観光局産業振興部 I T・イノベーション課 担当：杉原

TEL：011-211-2362 FAX：011-218-5130

Eメール：business@city.sapporo.jp

【別表 審査基準等】

項目・評価基準	配点
1 全般【20点】	
(1) 業務への理解度	15点
業務の目的に沿った企画提案となっているか。	
(2) 積算の考え方	5点
提案内容に対して経費の積算額は妥当か。	
2 スローガン【40点】	
(1) コンセプト	15点
札幌市の長を十分に踏まえ、札幌らしさや再開発に伴うストーリーが喚起されるものになっているか。	
(2) インパクト	15点
一見して人々の心を掴むものとなっているか	
(3) 汎用性	10点
官民間わず、広く企業誘致プロモーション活動に展開しやすいものであるか。	
3 ロゴマーク【40点】	
(1) コンセプト	15点
スローガンと調和したロゴとなっているか。	
(2) デザイン	15点
視覚的に惹きつけ、強く印象に残る工夫がなされているか。	
(3) 汎用性	10点
官民間わず、広く企業誘致プロモーション活動に展開しやすいものであるか。	